

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

農業共済組合検査規程の一部を改正する訓令

農業共済組合検査規程（平成元年岩手県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(検査対象期間)</p> <p>第6条 検査は、検査基準日の属する事業年度の<u>前年度</u>の開始の日から検査基準日までの組合の業務及び会計の状況について行う。ただし、検査員が特に必要があると認めるときは、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の前日及び検査基準日後の業務及び会計の状況についても検査を行うことができる。</p> <p>(検査命令書の提示等)</p> <p>第10条 検査員は、検査に着手するときは、責任者に対し、検査命令書（別記様式）及び<u>農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第46条に規定する証票</u>を提示して、検査を行う旨を告げるものとする。</p>	<p>(検査対象期間)</p> <p>第6条 検査は、検査基準日の属する事業年度の<u>前事業年度</u>の開始の日から検査基準日までの組合の業務及び会計の状況について行う。ただし、検査員が特に必要があると認めるときは、検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の前日及び検査基準日後の業務及び会計の状況についても検査を行うことができる。</p> <p>(検査命令書の提示等)</p> <p>第10条 検査員は、検査に着手するときは、責任者に対し、検査命令書（別記様式）及び<u>その身分を示す証明書</u>を提示して、検査を行う旨を告げるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この訓令は、平成24年1月13日から施行する。
- この訓令による改正前の農業共済組合検査規程第10条に規定する証票で、この訓令の施行の際現に交付されているものは、当分の間、この訓令による改正後の農業共済組合検査規程第10条に規定する証明書とみなす。